

# 公的年金から市・府民税徴収

## 年金特別徴収について

平成21年10月から、市・府民税の公的年金からの引き落とし制度(年金特別徴収)が開始されています。

この制度は、納税方法を変更するもので、市・府民税の税率や税額を変更するものではありません。

▼10月から新たに年金特別徴収の対象となる人

年金にかかる市・府民税の年税額の半分(1期・2期)を今までどおり、納付書または口座振替で納め(普通徴収)、残りの税額を10月、12月、2月の3回に分けて、年金から引き落とし(特別徴収)します。

▼来年度以降は8月まで仮徴収

来年度以降は、2月に特別徴収した税額と同額を4月、6月、8月に徴収します(仮徴収)。6月にその年度の市・府民税額が算定されましたら、仮徴収した税額を差し引いた残りの税額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金から特別徴収します(本徴収)。

特別徴収が中止になる場合

次の①から⑤のいずれかに該当する場合には特別徴収が中止され、納付書か口座振替による納付(普通徴収)になります。

- ①介護保険料の年金からの特別徴収が中止となった
  - ②年度途中で転出した
  - ③死亡した
  - ④税額に変更があった
  - ⑤1回あたりの特別徴収税額が年金から介護保険料を差し引いた残りの受給額より大きくなった
- ※ただし、年金からの特別徴収中止処理までに時間がかるため、中止の時期により、特別徴収される場合がありますが、特別徴収された税額は、後日還付されますので、ご承願いたします。
- ◆問い合わせ 市民税課

### 市・府民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

○これまでの納め方

徴収方法	納付書などで納める<普通徴収>			
	6月 (1期分)	8月 (2期分)	10月 (3期分)	12月 (4期分)
徴収月	6月 (1期分)	8月 (2期分)	10月 (3期分)	12月 (4期分)
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の4分の1ずつを納付書または口座振替で納付。

○年金特別徴収(初年度)

徴収方法	納付書などで納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	1期分 (6月末)	2期分 (8月末)	10月	12月	2月(※)
時 期	1期分 (6月末)	2期分 (8月末)	10月	12月	2月(※)
税 額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の4分の1ずつをこれまでどおり納め、10月、12月、2月は年税額の6分の1ずつを年金から引き落としします。

○年金特別徴収(2年目以降)

徴収方法	年金から引き落とし(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
時 期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	2月(※)と同額			(年税額-仮徴収)×1/3		

4月・6月・8月は、前年度2月(※)の税額と同額を年金から引き落としします(仮徴収)。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額(仮徴収)を差し引いた残りの税額を引き落としします(本徴収)。

## 市税は納期限内に納付を

### 市・府民税(第3期分)の納期限は10月31日



### 口座振替のご利用を

ります。

■申し込み 口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)、または納税課で行うことができます(ゆうちょ銀行の場合は納税課では受け付けできません)。10月15日までに手続きすると11月が納期の固定資産税(第4期分)から、また11月15日までなら12月が納期の市・府民税(第4期分)から振替をします。軽自動車税は来年度分からとなります。

◆問い合わせ 納税課



## バリアフリー改修

### 固定資産税を減額

▼住宅と居住者 平成19年

バリアフリー改修工事を実施した場合、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を減額します。減額範囲は、改修した家屋の固定資産税額(床面積100㎡までを限度)の3分の1相当額です。

1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で、次のいずれかの人が居住する住宅①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月1日現在) ②申請時に要介護認定または要支援認定を受けている人または障がい者

▽改修工事 平成25年3月31日までに、次のバリアフリー改修工事が完了した住宅で、補助金を除く自己負担金が30万円以上の工事①廊下の拡張②階段のこう配の緩和③浴室の改良④トイレの改修⑤手すりの取り付け

改修工事完了後3カ月以内に工事明細書や工事個所の写真等の工事内容・工事費用がわかる書類と居住要件を満たすことを示す書類等を添付して申告してください。(必要に応じて現地確認を実施)

※新築住宅に対する軽減または住宅耐震改修軽減を受けている場合は、適用されません。バリアフリー改修と耐震改修防止改修を同時に実施し、その改修が減額要件に適合する場合、両制度とも軽減(それぞれ)の申請が必要)が受けられます。

◆問い合わせ 資産税課

## 京都地方税機構(山城中部)からのお知らせ

京都地方税機構は、平成21年8月、国の許可を受けて設立された「特別地方公共団体」で、京都府および府内25市町村全て(京都市を除く)が構成団体となり、平成22年4月から税金の徴収業務を本格的に開始しています。

◇ 納税相談など  
納期限を過ぎ、督促状が送付された税(料)は、滞納として京都府地方税機構へ移管されます。一括納付などが困難な場合は、

必ず京都地方税機構・山城中部地方事務所にご相談ください。滞納が継続すると、滞納整理事務を開始し、場合により差し押さえなどの滞納処分を受けることとなります。

△地方税の法人申告など  
法人府民税・事業税および法人市町村民税の申告などについて、平成24年4月から京都府地方税機構申告センターに一括提出していただけますので、ご利用ください。

事務所名	京都地方税機構	山城中部地方事務所
所在地	〒611-0043 宇治市伊勢田町新中ノ荒21-8 (府立城南勤労者福祉会館1階)	
電話番号	徴収第一課 ☎0774-46-0807 徴収第二課 ☎0774-46-6565 徴収第三課 ☎0774-46-6566 整理課 ☎0774-46-6567	

・被害の半数以上が無施錠  
・中学・高校生の被害が多くなっています

・少しの間でも自転車から離れるときは必ずカギをかけて!  
・ツーロックでもっと安心!

## 自転車盗に注意!

通学区域別及び交番別刑法犯認知件数を公表中  
www.pref.kyoto.jp/fukei/ 「警察署ページ」から閲覧可能  
八幡けいさつ・八幡防犯推進委員協議会